



市議会ってどんなところ？

★順番に勉強して行きましょう～

1 市議会と市長

町田市は、道路や公園の整備・管理、子どもたちが通う保育園や学校、市営住宅の建設、高齢者のための様々な施策など、日常の生活にいちばん身近な仕事をしています。

この仕事が、市民にとって快適で住み良いまちづくりにつながっていくためには、本来、市民一人ひとりが自分たちで考え、自分たちの手で実行していくことが大切です。

しかし、市民全員が集まってそれを行うことは困難なので、市民の代表者を選びます。これが「市議会議員」と「市長」です。

市議会議員は、市民の代表として要望や意見を市政（市の経営）に反映させるため、市民に代わって市民生活の様々な課題について慎重に審議し、どう処理すべきかを決めています。

2 市議会の役割

市議会は、憲法第93条で定められた「議事機関」です。議事機関は、市の法律となる条例の制定、その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する機能を有する地方公共団体の議決機関のことです。

一方、市長は議会の決定に基づいて実際に仕事を進めていくため、「執行機関」と呼ばれています。

市議会は、市長と協力し合い市民の生活に必要なことを決めていきます。

3 議員と議員定数

市議会議員は、4年ごとの選挙によって市民の中から選ばれます。市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人は立候補できます。

以前、地方自治法では人口区分ごとに議員定数の上限を定めていました。この規定では、町田市の議員定数の上限値は46人でした。2011年にこの規定は削除されましたが、もともと町田市議会議員の定数は40人で、2002年からは、更に少ない36人となっています。(地方自治法第91条)

4 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議員としての任期は4年ですが、議長・副議長の任期については2年となっています。

議長は、市議会の代表として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務の最高責任者となります。また、市議会の代表として、いろいろな会議に出席したり、他の機関と協議したりします。副議長は、議長に事故などがあつたときに、議長の職務を行います。(地方自治法第103条、104条)

5 定例会と臨時会

市議会は、条例で毎年3月、6月、9月、12月の4回開くことが決められています。

これを定例会といいます。このほか、臨時会も開かれます。(町田市議会定例会の回数に関する条例、町田市議会の定例会の招集時期を定める規則)

市議会の招集は市長が行います。また、議長あるいは議員定数の4分の1以上の議員から招集の請求があつた場合にも、市長は臨時会を招集しなければなりません。(地方自治法第101条、102条)

6 本会議

本会議は全議員で構成する会議のことで、議員定数の半数以上の出席で成立します。議会としての権能（権利を主張し、行使できる能力及び権限）は、この本会議で認められるもので、法律上要求される議会の議決、同意、決定、承認等は、この本会議で行わないと法的な効力は生じません。議会の意思を決定する重要な会議です。（地方自治法第96条）



議場

7 委員会

市議会に提出される議案や請願などは数も多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを慎重に審査するためには、いくつかの部門に分け、専門的に調査・検討する必要があります。そのために、議会には、本会議のほかに内部審査機関として委員会が設けられ、実質的な審査は各委員会で行われています。

委員会には、常設の常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置する特別委員会があります。

(1) 常任委員会

町田市議会には、4つの常任委員会が設置されており、議員は、いずれか1つの委員会に所属しなければなりません。

各常任委員会の定数は9名で、任期は2年です。名称は、総務常任委員会、健康福祉常任委員会、文教社会常任委員会、建設常任委員会です。

(地方自治法第109条、町田市議会委員会条例第2条)

(2) 議会運営委員会

次の事項に関する調査を行い、議案、請願を審査します。

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 3 議長の諮問(ある問題について意見を尋ね求めること。)に関すること。
- 4 議会広報に関すること。

議会運営委員会の定数は10名で、任期は2年です。(地方自治法第109条、町田市議会委員会条例第4条)

(3) 特別委員会

特別委員会は、市民生活上特に重要であるとか、2つ以上の常任委員会の所管にまたがり、1つの常任委員会では所期の目的が達せられないような特定の事件の審査や調査をするため、必要に応じて議会の議決によって設置されます。

特別委員会は、議会から付議された事件についてのみ審査・調査を行う能力を持ち、審査・調査が終了すれば、特別委員会は消滅します。

(4) 法外委員会

町田市議会には、地方自治法で定められていない委員会で、災害対策委員会が設置されています。

【災害対策委員会】

災害が発生した時、災害対策委員会は、そのまま災害対策特別委員会に移行し、市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに、災害復旧を早急に行わせ、市民の生命、財産の保全に努めることを目的としています。



第 1 委員会室



議会はどう進んでいくの？

★市議会議員はどのように話し合っているのでしょうか～

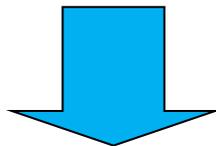
8 議案の流れ

(1) 議案の提出

議案には、市長提出議案と議員提出議案とがあります。（これ以外に、委員会提出議案もあります。）

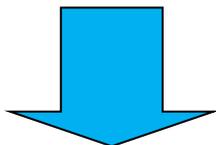
議員が提出する場合は、議員定数の1/2以上の賛成者が必要です。議員は、予算案等を除き、条例案などを提出することができます。

議会に提出された議案は、提出者から提案の理由について説明を聞きます。そして疑問を明らかにするために質疑を行った後、各常任委員会に担当する議案の審査を任せます。（これを付託といいます。）



(2) 委員会の審査

議案を付託された委員会では、提出者（担当部長等）から詳細な説明を聞き、質疑を行います。ときには現地調査を行った上で、議案に対する委員会の意思を決定します。



(3) 議決（表決）

委員会の審査経過及び結果は、各委員会の委員長報告として本会議で報告されます。

この後、委員長報告された経過及び結果に対し、議員は質疑を行い、その後賛成・反対の討論を行います。討論が終わると、議長は議案について採決を行います。その結果によって町田市の意味が決定されるわけです。

議案の議決は、特別の場合を除いて、出席した議員の過半数の賛成で決定します。



表決ボタン

★議案とは別に、市政に関することからについて、市民の皆様が直接市議会に要望できる制度として「請願」があります。

(4) 請願の審査

市民から提出された請願は、内容に応じて所管（担当）の委員会へ付託されます。委員会では、市の担当部局から願意の実現性について意見を聞き、ときには現地調査を行った上で質疑を行います。質疑終結後、討論、表決を行い、その結果を委員長が本会議で報告します。委員長報告の後の取り扱いは、議案と同じです。

※意見書・決議の提出を求める請願については、委員会への付託を省略し、本会議で即決しています。

また、委員会で請願者が発言できるようになりました。

請願者自身が意見陳述（国・都に対する意見書を求める請願を除く）を行います。

請願者本人の希望により、各委員会開会中に行うもので、請願者本人から所管委員（市議会議員）に対し、請願を提出するに至った思い・意見や考えを述べてもらいます。意見を述べた後、各委員（市議会議員）が質疑を行います。

定例会に初めて提出される請願について、請願者は5分以内で意見陳述を行い、出席できる請願者は2名までとしています。

★議案や請願の審査とは別に、「一般質問」も行っています。

(5) 質 問

本会議では、議案や請願の審議のほかに、それとは関係なく市政全般について市長、教育長及び市民病院院長などの考えをたず「一般質問」が行われます。また、特に緊急性が認められる場合、議会の同意を得て「緊急質問」も行われます。



市議会のことをもっと知りたいときは？

★調べる方法は次を参考にしてください！

9 議会活動の広報について

町田市議会の活動を知るには次のような方法があります。

(1) 会 議 録

市議会は、本会議や委員会の模様を全部記録してある町田市議会会議録等を作成しています。

この会議録は、インターネットで見ることができます（ホームページアドレス <http://www.gikai-machida.jp>）。その他、会議録は、市政情報課、市内各図書館、議会図書室でも閲覧することができます。

(2) 市議会だより

市議会では、市民の方々に議会の活動を知っていただくために、「町田市議会だより」を年4回発行しています。内容は、通常3月、6月、9月、12月に開かれる定例会や臨時会の模様を掲載しています。

(3) 会議の傍聴

傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法です。

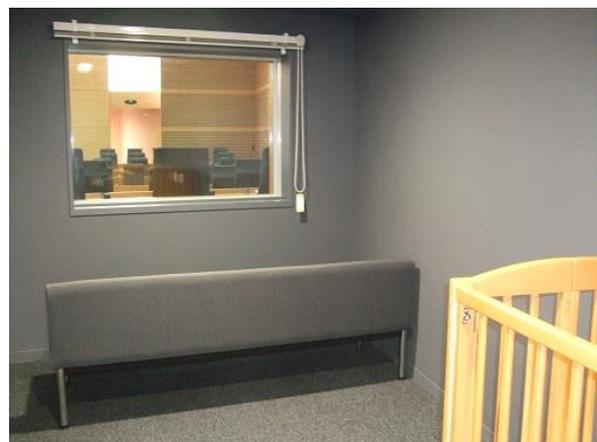
本会議、委員会とも議会事務局（市庁舎3階）で傍聴券の交付を受ければ、だれでも傍聴することができます。

傍聴席は、本会議場が89席（記者席の7席含む、車いすの方も利用できます）、委員会は第1～4委員会室とも30席あります。この他に本会議場には親子傍聴室も用意してありますので、赤ちゃん連れの方も傍聴できます。

（町田市議会傍聴規則第6条、町田市議会委員会傍聴規則第6条）



傍聴席



親子傍聴室

(4) インターネット放映

議会の様子を広く市民にお知らせするため、本会議・委員会のライブ中継と本会議・委員会の録画映像を放映しています。町田市議会ホームページの議会中継で見ることができます。

ホームページアドレス (<http://www.gikai-machida.jp>)

録画放映は、会議終了後、24時間後を目途に公開しています。また、サーバ内の映像と同じものは、CD-Rに保存して公開しています。

スマートフォン等からも動画を見ることができます。

町田市議会録画放映



- ▶ 別ウィンドウで表示(上で再生できない場合)
- ▶ 映像が見られない場合
- ▶ 前の画面に戻る

会議名: 本会議
会議日: 平成28年11月30日 午後1時
日程:

報告第9号
第100号議案
★提案理由説明-質疑-表決

第86号議案~99号議案、第101号議案~第103号議案
★提案理由説明

録画内容:

開会、会期の決定、諸報告等

- 11月30日日程 (PDF 114KB)
- 平成28年(2016年)第4回定例会議案の内容 (PDF 1,829KB)
- 第86号議案 (PDF 181KB)
- 第87号議案 (PDF 164KB)

■ご覧いただく各映像は、町田市議会の公式記録ではありません。

問い合わせ先: 町田市議会事務局
住所: 〒194-8520 東京都町田市森野2丁目2番22号 市議会へのアクセス
電話番号: 042-724-4049 (直通) ファクシミリ: 050-3161-7663

[このサイトについて](#) | [ご意見・ご要望](#) | [サイトマップ](#)

Copyright(c) 2004- 町田市議会公式サイト Machida City Council. All Rights Reserved.

録画中継画面